

志摩市「広報しま」広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志摩市広告掲載要綱(平成18年志摩市告示第94号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、市が発行する「広報しま」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 「広報しま」に広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱第3条及び志摩市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、毎月1日に発行される「広報しま」のページが市長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は、1か月を1単位とし、最長12単位(12か月)とする。ただし、年度を超えることはできない。

(規格及び掲載料)

第5条 規格及び掲載料は、次のとおりとする。

広告掲載部分	規格	掲載料
ページ 1段2分の1相当	縦50mm×横88mm 2色刷り	1単位 10,000円
ページ 1段2分の1相当	縦50mm×横88mm カラー(4色)刷り	1単位 15,000円
1ページ2分の1相当	縦130mm×横175mm 2色刷り	1単位 40,000円
1ページ2分の1相当	縦130mm×横175mm カラー(4色刷り)	1単位 60,000円
1ページ相当	縦250mm×横175mm 2色刷り	1単位 80,000円
1ページ相当	縦250mm×横175mm カラー(4色)刷り	1単位 100,000円

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、「広報しま」及び志摩市ホームページに

より行うものとする。

- 2 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

- 第7条 広告掲載希望者は、「広報しま」広告掲載申込書（別記様式）により、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

- 第8条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 市長は、広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、掲載希望単位が多い者を優先するものとする。

- 3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が募集した枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第9条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

- 2 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

- 第10条 広告主は、1単位ごとに広告の内容を変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、原則として変更しようとする月の前月5日までに広告原稿を提出し、市長の承認を得るものとする。

- 3 市長は、広告内容等が法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(その他)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

ただし、第5条の規格のカラー（4色刷り）にかかる広告の掲載については、平成27年5月号以降の申し込み分から適用する。

年 月 日

「広報しま」 広告掲載申込書

（宛先） 志摩市長

「広報しま」への広告掲載を以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地		〒 —		
	ふりがな 名 称				
	ふりがな 代表者氏名				
	ふりがな 担当者氏名				
	連 絡 先	TEL			
		FAX			
		Eメール			
業 種					
掲載希望号	年 月号から 年 月号まで				
掲載希望サイズ ※ 希望するサイズに ○してください	2色刷り	縦 50mm×横 88mm (1段 2分の1)	縦 50mm×横 175mm (1段)	縦 130mm×横 175mm (1ページ 2分の1)	縦 250mm×横 175mm (1 ページ)
	カラー 4色刷り	縦 50mm×横 88mm (1段 2分の1)	縦 50mm×横 175mm (1段)	縦 130mm×横 175mm (1ページ 2分の1)	縦 250mm×横 175mm (1 ページ)
広告の内容 (内容案を ご記入ください)	----- 広告原稿を添付してください。				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志摩市の広告関連の規定を遵守します。 ・ 現年度納期到来分も含めて志摩市税等の滞納はありません。 ・ 志摩市が市税等納付状況調査を行うことに同意します。 				

※ 掲載希望号は、1か月を1単位とし、年度を超えない期間とします。
(最長12単位)